

再任用職員及び会計年度任用職員に対する年次有給休暇の付与日数の誤りについて

1 概要について

年次有給休暇については、労働基準法の定めにより、週の所定労働時間が30時間以上の職員においては、週の所定労働日数が4日以下であっても、週の所定労働日数が5日のものと同じ日数を付与する必要があるところ、再任用職員及び会計年度任用職員のうち一部の職員に対し、本来付与すべき日数よりも少ない日数を付与していることが判明いたしました。

2 対象者数について

(1) 再任用職員（週4日：週31時間）

令和5年度：7人

令和6年度：6人

(2) 会計年度任用職員（週4日：週30時間・週31時間）

令和5年度：70人

令和6年度：90人

3 経緯について

職員からの問合せを受け、確認したところ発覚したものです。

4 対応について

令和5年4月1日以降に付与した年次有給有給休暇について、再任用職員は本日中に、会計年度任用職員は関係例規を改正した上で、令和7年1月を目途に本来付与すべき日数を遡及して付与いたします。